

兵庫県公報

令和6年11月15日 金曜日 第567号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○ 兵庫県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類（教育課）	1
○ 指定納付受託者の指定（財政課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部改正（県民躍動課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（同）	4
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	4
○ 土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 国土調査の成果の認証（同）	5
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	6
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 兵庫県瀬戸内海海州区画漁業の漁場計画の策定（同）	14
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	15
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	16

公 告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	16
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	19

病院局公告

○ 落札者等の公示	20
○ 同 上	20
○ 同 上	20
○ 同 上	21
○ 随意契約の相手方等の公示	21
○ 同 上	22
○ 同 上	22

告 示

兵庫県告示第1005号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、兵庫県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

兵庫県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

兵庫県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。
（兵庫県知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止）
- 2 兵庫県知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（平成28年兵庫県告示第158号）は、廃止する。
（兵庫県知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件の廃止に伴う経過措置）
- 3 令和6年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。



兵庫県告示第1006号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社アソビュー
東京都品川区大崎1丁目11番地2号ゲートシティ大崎イーストタワー8F
- 2 指定をした日
令和6年4月1日



兵庫県告示第1007号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒1丁目8番地1号 ARCO TOWER
- 2 指定をした日
令和6年7月1日



兵庫県告示第1008号

平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部を次のように改正し、告示

の日から施行する。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1の表11の項中「第5条」を「第4条」に改める。



兵庫県告示第1009号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

加古川市北部土地改良区

退任役員

役員の区分
監事

氏名
原戸 聡志

住所
加古川市上荘町井ノ口710番地の1



兵庫県告示第1010号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

谷内土地改良区

退任役員

役員の区分
監事
同
同

氏名
永濱 一房
福永 章
福永 義昭

住所
姫路市飾東町八重畑964番地
同 市飾東町小原新48番地
同 市飾東町小原新83番地4



兵庫県告示第1011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

兵庫県加古土地改良区

退任役員

役員の区分
理事
同
同
同
同
同
同
同
同

氏名
田中 博道
栗林 昭夫
西川 久生
古谷 英彦
本岡 秀己
松尾 千明
山口 剛
松井 義輝
石見 止

住所
加古郡稲美町加古174番地の6
同 郡同 町加古540番地の6
同 郡同 町加古1435番地の9
同 郡同 町加古1256番地の13
同 郡同 町加古1778番地の1
同 郡同 町加古2237番地
同 郡同 町加古2529番地
同 郡同 町加古3137番地の2
同 郡同 町加古3362番地の2

同	福 田 敏 秀	同 郡同	町加古3483番地
同	松 尾 俊 明	同 郡同	町加古4068番地の2
同	西 川 嘉 紀	同 郡同	町加古4584番地
監 事	福 田 一 秀	同 郡同	町加古3579番地
同	田 中 康 弘	同 郡同	町加古215番地の1
同	福 田 正 彦	同 郡同	町加古9211番地

就任役員

役員区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

田 中 博 道

西 川 良 雄

西 川 久 生

古 谷 武 志

本 岡 秀 己

本 岡 茂 範

佐々木 和 彦

小 柴 信 介

石 見 大 祐

福 田 敏 秀

松 尾 俊 明

廣 田 政 文

田 中 智 美

本 岡 美 恵 子

栗 林 昭 夫

大 西 泰 範

大 辻 裕 文

住 所

加古郡稲美町加古174番地の6

同 郡同 町加古512番地の3

同 郡同 町加古1435番地の9

同 郡同 町加古1284番地の8

同 郡同 町加古1778番地の1

同 郡同 町加古2205番地

同 郡同 町加古2436番地の1

同 郡同 町加古3099番地の6

同 郡同 町加古3364番地の1

同 郡同 町加古3483番地

同 郡同 町加古4068番地の2

同 郡同 町加古4805番地

同 郡同 町加古119番地の1

同 郡同 町加古1131番地

同 郡同 町加古540番地の6

同 郡同 町加古2322番地の2

同 郡同 町加古2549番地の2



兵庫県告示1012号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条の第17項の規定により、次の土地改良区から役員住所変更の届出があった。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

神戸市淡河土地改良区

役員区分

氏 名

旧 住 所

新 住 所

理 事

中 野 一 清

神戸市北区淡河町行原64番地

神戸市北区淡河町行原559番地



兵庫県告示第1013号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

谷内土地改良区

氏 名

住 所

藤 原 洋 三

姫路市飾東町小原474番地

小寺澤 好 文

同 市飾東町清住385番地

山 本 博 和

同 市飾東町八重畑834番地

福 永 昌 弘

同 市飾東町小原新69番地1

松本 敏 同 市飾東町小原457番地
 山中 榮治 同 市飾東町小原458番地
 藤原 正孝 同 市飾東町小原549番地 1
 竹内 光明 同 市飾東町北野204番地
 尾崎 恒夫 同 市飾東町北野39番地
 林 豊一 同 市飾東町北野232番地
 大西 覚 同 市飾東町北野218番地
 難波 光彦 同 市飾東町大釜新675番地
 小寺澤 利隆 同 市飾東町清住254番地 1
 飯田 喜晴 同 市飾東町清住344番地
 桑野 広幸 同 市飾東町八重畑256番地 1



兵庫県告示第1014号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和6年11月1日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	在田南部地区	令和6年11月15日から 同年12月5日まで	加西市役所



兵庫県告示第1015号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和3年9月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市松帆櫨田2地区（松帆櫨田及び松帆江尻の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松帆櫨田及び松帆江尻の各一部
- (5) 認証年月日
令和6年10月29日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
令和3年6月から令和5年3月まで

- (3) 成果の名称
淡路市浅野神田1・浅野南1の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市浅野神田及び浅野南
- (5) 認証年月日
令和6年10月29日
- 3(1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
令和3年8月から令和5年2月まで
- (3) 成果の名称
たつの市龍野町富永の一部(3)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市龍野町富永の一部
- (5) 認証年月日
令和6年10月29日
- 4(1) 調査を行った者の名称
揖保郡太子町
- (2) 調査を行った期間
令和3年6月から令和5年12月まで
- (3) 成果の名称
太子町竹広①地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
揖保郡太子町竹広
- (5) 認証年月日
令和6年10月29日



兵庫県告示第1016号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1 (注)	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	4月1日から 10月20日まで				

	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の2 (注)	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の3 (注)	10月20日から 翌年4月30日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の5 (注)	6月1日から 12月31日まで				
洲本炬口 津名	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の6 (注)	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	同上	同上				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
西播	別記3の1、4から12まで、14、16から20まで
洲本炬口津名	別記3の2から4、6から13まで、15、20

別記1 操業区域

- 1 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 3 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 5 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川

県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

6 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)15馬力以下

別記3 条件

1 下記(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、上島を除く姫路市各島しよの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面)においては、操業してはならない。

(1) たつの市地ノ唐荷島頂上

(2) 赤穂市取揚島頂上

(3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点

(4) 岡山県備前市鹿久居島東端

(5) 岡山県備前市大多府島南端

(6) 上記(5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点

(7) 上記(3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点

2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばち網漁業については、操業区域のとおりとする。

3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。

5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。

6 たちうおを目的として操業してはならない。

7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。

9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。

10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。

11 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。

12 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。

13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。

14 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

15 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。

16 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

17 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

18 そろばんこぎ網漁業のそろばん網(そろばん玉を付けた沈子網)は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。

19 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

20 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第1017号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
的形	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第53号共同 漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日 まで	別記1	5トン 未満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



兵庫県告示第1018号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の1(注)	周年	別記2	10トン未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の2(注)	周年	別記2	5トン未満	4隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市松帆・野島江崎界から洲本市鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下（注）
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第1019号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより船びき網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	5月20日から11月30日まで	別記	5トン未満	4隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船及び網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下（注）
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第1020号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
室津浦	建網漁業	淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。



兵庫県告示第1021号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町	きす流網 漁業	別記1（注）	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記2の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

ア 淡路市江崎灯台

イ 播磨灘航路6番燈浮標

ウ 淡路市江井崎北端

エ 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標

オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点

カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点

別記2 条件

- 1 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。



兵庫県告示第1022号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
由良	ひき縄漁業	たちうお	別記の1(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		たちうお	別記の2(注)	6月1日から12月31日まで				
		その他	別記の3(注)	周年				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 洲本市由良町内田・小路谷界と大阪府阪南市男里川河口左岸を結んだ線から淡路市松帆までの兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 1以外の洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1023号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第6項の規定に基づき、兵庫県瀬戸内海海州区画漁業の漁場計画を次のとおり定めた。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

1 区画漁業権に関する事項

公示番号及び免許の内容となるべき事項等

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 公示番号 | 別紙のとおり |
| (2) 漁業の種類 | 別紙のとおり |
| (3) 漁業の名称 | 別紙のとおり |
| (4) 漁業時期 | 別紙のとおり |
| (5) 漁場の位置 | 別紙のとおり |
| (6) 漁場の区域 | 別紙のとおり |
| (7) 条件 | 別紙のとおり |
| (8) 関係地区 | 別紙のとおり |
| (9) 類似又は新規漁業権の別 | 別紙のとおり |
| (10) 個別又は団体漁業権の別 | 別紙のとおり |
| (11) 免許予定日 | 別紙のとおり |
| (12) 漁業権の存続期間 | 別紙のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

3 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

(1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

原案どおり定めることに異議なし。

(2) 漁場の図面

別紙のとおり

(3) その他参考となるべき事項

該当なし

4 免許の申請期間

令和6年11月22日から令和7年2月21日まで

5 その他

この告示の別紙は、免許の申請期間の間次の表に掲げる各関係機関において縦覧に供するほか、兵庫県のホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk16/gyojokei/kaku.html>）に掲示する。

縦覧場所	住所
兵庫県農林水産部水産漁港課	神戸市中央区下山手通5-10-1
東播磨県民局加古川農林水産振興事務所水産漁港課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1
中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所水産課	姫路市北条1-98
淡路県民局洲本農林水産振興事務所水産課	洲本市塩屋2-4-5



兵庫県告示第1024号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

加入区		同意成立年月日
区域名	区分	
釜口区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	令和6年10月30日
洲本炬口区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	同上
丸山区域	網漁具を定置して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船による漁業であって主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同上
明石浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同上



兵庫県告示第1025号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部 洋平

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
隼人	美方郡	香美町	香住区隼人	中道 上住 コザコ コシマエ	203番1、203番2の一部、204番、205番、206番1の一部 272番の一部、273番1の一部、273番3の一部、289番、291番、292番、300番の一部、301番 299番・681番・689番合併1の一部 302番の一部、303番、304番1から304番3まで、305番1の一部、306番2、306番3、307番から310番まで、312番1の一部、313番1の一部、314番、315番の一部、316番の一部、319番から322番まで、323番の一部、306番2から306番3に至る地先の道路敷、309番から312番1に至る地先の道路敷の一部、315番から316番に至る地先の水路敷の一部

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部 洋平

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A306293	令和7年11月1日	南あわじ市	淡路県民局	令和6年8月



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服部 洋平

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
川西市	阪神間都市計画道路	3.5.920号見野線
同市	阪神間都市計画ごみ焼却場	第2号川西市南部清掃工場



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 西今宿複合商業施設
 所在地 姫路市西今宿八丁目1001番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 氏名 住所
 高橋 豊蔵 姫路市西今宿五丁目4番28号
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一
 外1者
 - (2) 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 山口 普
 外1者
- 4 変更年月日
 令和6年3月1日
- 5 届出年月日
 令和6年9月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和6年11月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和7年3月17日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理人

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ石守店
所在地 加古川市神野町石守467-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
TC神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤野悦郎
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
名称 住所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
外1者
 - (2) 変更後
名称 住所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 山口普
外1者
- 4 変更年月日
令和6年3月1日
- 5 届出年月日
令和6年9月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年11月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和7年3月17日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理人

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 サンチェスターショッピングスクエア
 所在地 三田市下深田字角オレ386-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社三愛ハウジング 大阪市中央区南船場三丁目11番18号 王 厚 龍
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一
 外3者
 - (2) 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 山 口 普
 外3者
- 4 変更年月日
 令和6年3月1日
- 5 届出年月日
 令和6年9月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和6年11月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和7年3月17日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年11月15日

兵庫県知事職務代理人

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 赤穂市片浜町203番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市網干区大江島寺前町109番地
 アーバントラスト株式会社 代表取締役 肥 塚 俊 彦
- 3 許可年月日及び許可番号

令和6年5月31日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-3号(6赤穂)

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年11月15日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月9日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
158,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年7月30日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年11月15日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
磁気共鳴画像診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月9日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29
- 5 落札金額
148,731,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年7月30日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年11月15日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
全身用コンピューター断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
兵庫県立丹波医療センター 丹波市氷上町石生2002—7
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月9日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29
- 5 落札金額
144,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年7月30日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和6年11月15日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
薬剤部門システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1—6—7
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月9日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社やよい神戸営業所 神戸市兵庫区神明町1—36
- 5 落札金額
92,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年7月30日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年11月15日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
電子内視鏡システム 三式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2—17—77
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年9月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5—4—8

- 5 契約金額
63,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和6年7月30日
- 8 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年11月15日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
超音波診断装置 九式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年9月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 契約金額
90,970,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和6年7月30日
- 8 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年11月15日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立西宮病院長 野口眞三郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
遠隔操作型内視鏡下手術支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年9月11日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社やよい阪神営業所 西宮市東鳴尾町1-3-24
- 5 契約金額
253,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和6年7月30日

8 随意契約をした理由

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号による。